

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和4年第7回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年7月14日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時42分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	飯塚 尚美 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長
	門藤 敦良 支援管理課長	土田 浩己 生涯学習振興公社局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長
	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	大塚 進 西部地区建設課長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 蜂谷 勝己 私立保育園課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 森田 路子 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年7月14日

第7回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから、本年第 7 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

-----◇-----
初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に早川委員、倉橋委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 3 4 号議案「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 3 4 号議案について、森学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 定例会資料 3 ページ、第 3 4 号議案説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

このたび、区立小学校の統合に伴い、規定を整理する必要が生じたため、本条例案を提出いたします。

改正内容は、4 ページの新旧対照表のとおり、別表第 2 条関係において、鹿浜第一小学校の次に、新設の鹿浜未来小学校を加えます。また、廃止となる北鹿浜小学校、鹿浜西小学校の項を削除いたします。施行年月日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 3 4 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

ないようですので、これより第 3 4 号議案「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付につい

て」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

-----◇-----
次に、日程第 2 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 3 5 号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第 3 5 号議案について、森学校運営部長から説明をお願いします。

学校運営部長。

○学校運営部長 定例会資料 9 ページ、第 3 5 号議案説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

改正理由ですが、足立区育英資金条例の改正に伴い、規定を整理する必要があるため、この規則案を提出いたします。

主な改正内容ですが、足立区育英資金審議会について、会議の成立要件、オンライン会議による開催、議事の採決等について新たに規定いたします。

また、足立区育英資金検討委員会について、委員会の構成、委員長・副委員長の任期や職務、会議の成立要件、オンライン会議による開催、議事の採決等について規定いたします。

詳細につきましては、11 ページ以降の新旧対照表をご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 3 5 号議案について、ご意見、ご質問がありまし

たら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますか。小関委員。

○小関委員 新たに規定した内容について伺います。

先日、足立区育英資金条例の改正をしたと思いますが、その改正をしたうえで今回の改正が必要な理由を教えてください。

○教育長 学務課長。

○学務課長 1点目は、育英資金検討委員会の設置です。

これまで、育英資金検討委員会は条例に規定されておらず、内部の検討委員会という位置づけでした。

本来は、区民生活において非常に重要な施策を提案する検討委員会であるため、区長の附属機関として条例設置すべきでした。

先日、条例改正を行ったため、当規則において詳細を規定いたしました。

2点目は、育英資金審議会の運営に関する記載の追加です。審議会開催に必要な事項の規定が欠けていたため、今回規定いたしました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

ないようですので、これより第35号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

次の、日程第3、第36号議案から日程第6、第39号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する事件、その他の事件でありますので、非公開の会議といたしたいと思います。お諮りいたします。第36号議案から、

第39号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

(傍聴者 退席)

—————(非公開議案審議中)—————

(傍聴人 入室)

—————◇—————

次に、日程第7、教育長報告を議題といたします。

今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。質疑等は全ての報告が終了いたしましたら、一括をお願いいたします。

それでは(1)について、八尋教育指導課長お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 資料の15ページをご覧ください。

「体育健康教育推進校事業について」です。

東京都教育庁の公募委託事業に足立小学校が選ばれました。

オリパラ教育の一環で関係機関と連携して実施してきた体力向上・運動習慣定着の取り組みを持続・発展させる形で、またレガシー教育に続く事業として計画を立てて進めてまいります。説明は以上です。

○教育長 次に(2)について、橋本こども支援センターげんき所長、お願いします。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 資料の16ページをお開きください。「小学校における医療的ケア児支援試行実施の進捗状況について」です。

本年2月に、医療的ケア児の支援として小学校と

連携していくスキームを報告いたしました。

6月、7月から、項番1のとおり、「東綾瀬小学校での巡回方式」「平野小学校での常駐方式」の2パターンで試行実施をしております。

項番2に記載のとおり、この事業につきましては、文部科学省の「学校における医療的ケア実施体制充実事業」委託事業として採択され、補助金をいただいております。

ちょうど明日、文部科学省の視察がありますので、評価をいただきながら、来年度以降の本格実施に向けて、モデル試行を充実させてまいります。説明は以上です。

○教育長 次に(3)について、大塚西部地区建設課長、お願いします。

西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 資料の17～18ページをご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

6月13日に栗原北小学校の廊下でモルタル落下事故がございました。その件の報告です。

項番1の事故内容につきましては、記載のとおりです。事故発生日及び時刻は、6月13日(月)の朝8時10分頃です。学校事務の方が校内点検をした際に発見いたしました。

事故発生場所は、4階の廊下です。

栗原北小学校は、昭和52年の建設で築45年が経過しております。

落下した部分は写真のとおりです。廊下の天井部分からモルタルが落ちております。

今後の対応については3点です。

まず、1点目は今年度の法令点検についてです。今年度、建築基準法第12条に基づく法令点検を実施する学校は34校です。この34校につきましては、通常の点検内容のほかに、今回発生したモルタル部分の浮きに関する調査を追加項目として対応します。

次に、2点目は今年度に改修工事・設計委託をやっている学校についてです。該当校が9校ありますので、この学校につきましては改修工事や設計委託内容を変更し、追加項目として調査を実施する運びと

なっております。

最後に、3点目は今年度法令点検、工事等を実施しない学校についてです。該当校が53校ありますので、この学校につきましては新たに安全点検調査委託を別途発注して対応いたします。

なお、これらの調査等につきましては、今年度中を目途に進めております。私からの説明は以上です。

○教育長 次に(4)について、土田生涯学習振興公社事務局長、お願いします。

生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 私からは、「令和3年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について」を報告いたします。

まず、1ページをご覧ください。項番1の概要説明です。令和3年度の職員数は、常勤26名で合計41名です。

2ページをご覧ください。公社の事業報告です。主なものを説明いたします。

まず、あだち放課後子ども教室事業です。令和3年度の延べ参加児童数は新型コロナウイルスの影響があり、約20万5,800人でした。令和2年度と同程度の参加人数ですが、令和元年度と比較すると、約3分の1になっております。

次に、文化事業です。(6)のコンサートinミュージアムは施設での講演が全て中止になりましたが、コンサートinミュージアムのPRとコンサート等の動画を作成いたしました。現在、YouTube等で当該施設の動画配信を行っております。

(10)の小学校アウトリーチコンサートは、8校20クラスでコンサートを実施しております。

次に収支決算です。4ページをご覧ください。〈14〉番の経常収益計(収入)です。4億2,310万余円です。前年度と同程度となっております。

5ページをご覧ください。〈34〉番の経常費用の公益分事業費計(支出)です。3億8,021万余円で、こちらも前年度と同程度です。

最後に、7ページをご覧ください。〈64〉番の当期一般正味財産増減額です。こちらは、マイナス20

6 万余円です。

〈69〉番の指定正味財産期末残高は15億円、最終的に〈70〉番の会社の正味財産期末残高は17億5,272万余円です。私からの説明は以上です。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がありました。

これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。早川委員。

○早川委員 「栗原北小学校モルタル落下事故について」です。

今後の対応として、「法令点検の中にモルタル部分の浮きに関する調査を追加する。」とのことでしたが、そもそも法令点検の中にモルタル関連の項目は入っていないのでしょうか。

○教育長 西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 通常、外壁部分のモルタルについては調査項目に含まれております。一方、内壁部分、建物の中については調査項目に含まれておりませんので、今回追加調査する運びとなりました。

○早川委員 承知しました。

○教育長 ほかにはありますでしょうか。倉橋委員。

○倉橋委員 「小学校における医療的ケア児支援試行実施の進捗状況について」です。

今回の報告は小学校についてですが、今後中学校も含めて実施する計画はあるのでしょうか。

○教育長 こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 現状では、保育園から小学校の接続で精一杯な状況です。

子どもの成長に伴い、子ども自身でケアできることもあると思いますが、一方でケアの内容によっては、小学校以上でも支援が必要となるケースも考えられます。

実態に応じた仕組みの拡大については、今後作業部会で検討してまいります。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。倉橋委員。

○倉橋委員 2点、質問いたします。

まず、「栗原北小学校モルタル落下事故について」です。

(事故箇所は)子どもたちの活動場所ですので、で

きるだけ早く対応するようにお願いします。

また、モルタルの老朽化については、今後も継続して点検事項に入れていただくようにお願いします。

次に、「令和3年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について」です。

放課後子ども教室事業の「児童のケガ・物損等に伴う保護者対応」が450件となっており、令和2年度から急激に増加しています。延べ実施日数を踏まえても多く感じました。この理由として、スタッフの安全管理講習会が実施できなかった点がある点がある点なのですが、実際はどうでしょうか。

○教育長 西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 モルタルの落下につきましては、今後12条点検の項目に追加し、隔年ごとに調査対象として必ず見る方向で考えております。

○倉橋委員 ありがとうございます。

○教育長 学習事業部長。

○学習事業部長 ご指摘のとおり、事故の件数が増えているのは事実です。安全管理講習を通じて、適切に対応できるように心掛けてまいります。

○倉橋委員 お願いします。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 「令和3年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について」です。

様々な事業を実施していることはわかりましたが、その中で「学校から喜ばれた、評判がよかった」または「改善しなければいけない」と考えている点を教えてください。

○教育長 学習事業部長。

○学習事業部長 3ページ(10)番の小学校アウトリーチコンサートですが、これはお子様に向けてプロの演奏家が演奏する事業です。

この事業では、お子様の反応が良く、手を振り、足を振っていました。また、その様子を見た担任の先生方も大変感動していました。これは良かった点だと思っております。

一方、反省点としては、コロナ禍の影響によりコン

サート i n ミュージアムが開催できなかった点です。これに対しては、区民の方からも「残念」との声が挙がっているため、なるべく開催していきたいと考えております。

○近藤委員 承知しました。ありがとうございました。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

ないようですので、報告事項を終了といたします。

そのほかに何かございますでしょうか。小関委員。

○小関委員 新型コロナウイルスの感染状況が思わしくない中で夏休みを迎えますが、夏休み中にも様々なイベントが計画されています。修学旅行は、本日あたりが夏休み前の最後でしょうか。

今後の感染状況の推移次第だとは思いますが、教育委員会からは学校に対して、イベントの実施可否について、どのような指示をしているのでしょうか。

個人的には、特に、夏季勉強合宿、サマースクールを心配しております。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 実施の可否については、感染状況の推移やコロナ対策本部の動向を見ながら判断しております。

一例ではありますが、(学校に対しては、)小学生の夏休み学習教室も場合によっては中止になることを見据え、使用予定教材をどのように活用できるかを現段階で検討するように話しております。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 修学旅行ですが、今現在行っているのは1校だけです。この1校をもって、7月は全部終了となります。

次は、9月7日から9月11日に残り7校が行く予定です。これについては、バス利用が懸案となっているため、バス利用をしない形での実施を打診しております。

行程は現状予定どおりですが、感染状況の推移やコロナ対策本部の動向を見ながら判断する必要があると考えております。

○教育長 学務課長。

○学務課長 7月の自然教室は、現在、最後の2校が日

光と鋸南にそれぞれ行っており、明日帰ってきます。それをもって終わりという状況です。2校には感染対策の徹底を伝えております。

9月以降については、感染状況の拡大を考慮する必要があると考えております。

昨年はバス乗車時、窓際に1人ずつ座り、隣り合わせにならないような配慮いたしました。

今年は通常どおり乗車しておりましたが、9月以降については、バスを増便して間隔を空けるなど、感染対策の強化を検討いたします。できる限り、実施する方向で進めたいと思っております。

○教育長 小関委員。

○小関委員 我々も、夏休み中の学校訪問を予定しております。

プール等をはじめ、夏休み中の様子を見たいと考えておりますので、イベントの実施可否について判断した場合は、なるべく早く教えてください。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 コロナ対策本部で決定され次第、皆様にもお知らせいたします。

一部報道によりますと、今月20日には2万3,000人だった第6波のピークを超える予測であり、その1週間後の27日には5万3,000人まで達するのではないかと見通しが出ております。

先ほど、ご質問いただきました夏季勉強合宿については、現段階で非常に厳しい状況に追い込まれております。担当課長とも相談しておりますが、21日に参加者説明会を開催しますので、この前までにはコロナ対策本部に諮ったうえで実施可否を最終決定いたします。これを踏まえて、感染状況を注視しております。

○教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第7回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時42分閉会

令和4年第7回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和4年7月14日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第34号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について	2
日程第2	第35号議案 足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について	6
日程第3	第36号議案 小中学校用務業務委託事業者選定に伴う委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第4	第37号議案 足立区育英資金審議会委員の委嘱について……………	別冊
日程第5	第38号議案 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第6	第39号議案 足立区文化財保護審議会委員の委嘱について……………	別冊
日程第7	教育長報告	

2 報告事項

- (1) 体育健康教育推進校事業について
《八尋 教育指導課長》 15
- (2) 小学校における医療的ケア児支援試行実施の進捗状況について
《門藤 支援管理課長》 16
- (3) 栗原北小学校モルタル落下事故について
《大塚 西部地区建設課長》 17
- (4) 令和3年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について
《土田 生涯学習振興公社事務局長》 別冊

3 情報連絡事項

- (1) 登下校等通知メール配信サービスの利用率について [学務課] 19
- (2) 社会福祉法人じろう会に対する令和3年度の区立保育園の管理運営委託料支払いについて [子ども施設運営課] 20
- (3) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について [私立保育園課] 23
- (4) いづみ保育園への対応状況について [私立保育園課] 27
- (5) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 30
- (6) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 32

第 3 4 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

別表の 1 小学校の部同鹿浜第一小学校の次に次のように加える。

同鹿浜未来小学校 同鹿浜五丁目 1 8 番 1 号

別表の 1 小学校の部同北鹿浜小学校の項及び同鹿浜西小学校の項を
削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区立小学校の統合に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。

第 3 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 7 月 1 4 日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設管理課
内 容	<p>1 改正の理由 区立小学校の統合に伴い、規定を整備する必要があるので、足立区立学校設置条例（以下、「条例」という。）の一部を改正する条例案について、第 3 回足立区議会定例会に議案を提出する。</p> <p>2 改正内容（詳細は P 4 新旧対照表のとおり） （1）学校の新設（詳細は P 5 学校位置図のとおり） 条例別表（第 2 条関係）中、鹿浜第一小学校の次に次のように加える。 同鹿浜未来小学校 同鹿浜五丁目 1 8 番 1 号</p> <p>（2）学校の廃止 条例別表（第 2 条関係）中から、北鹿浜小学校及び鹿浜西小学校の項を削除する。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	引き続き円滑な学校統合に向け、着実に手続きを進めていく。

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後				
<p>○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号</p>	<p>○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号</p>				
<p>第1条～第3条（省略）</p>	<p>第1条～第3条（現行のとおり）</p>				
	<p style="text-align: center;"><u>付 則（令和4年●●月●●日条例第●●号）</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>				
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>				
<p>1 小学校</p>	<p>1 小学校</p>				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				
<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>				
<p>同 鹿浜第一小学校</p>	<p>同 谷在家二丁目24番1号</p>				
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>				
<p><u>同 北鹿浜小学校</u></p>	<p><u>同 鹿浜五丁目27番1号</u></p>				
<p><u>同 鹿浜西小学校</u></p>	<p><u>同 鹿浜未来小学校</u></p>				
<p>（省略）</p>	<p><u>（削除）</u></p>				
<p>（省略）</p>	<p><u>（削除）</u></p>				
<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>				
<p>2 中学校</p>	<p>2 中学校</p>				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				
<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>				

学校位置図



第 3 5 号議案

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

足立区育英資金条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「次に掲げるものについて」を「次に掲げる者のうちから」に改め、同項第 5 号中「4 人」を「3 人」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 足立区教育委員会教育長

第 1 4 条第 2 項中「委員」を「、委員」に改め、同条第 3 項中「2 年」を「、2 年」に改め、同項ただし書中「途中から」を「、途中から」に改める。

第 1 6 条中「審議会」を「前 3 項に定めるもののほか、審議会」に改め、同条を同条第 4 項とし、同条に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の会議については、会長がその運営に支障がないと認めた場合、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法その他会長が認めた方法（以下「オンライン等の方法」という。）によることができる。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会

長の決するところによる。

第17条を第20条とし、第16条の次に次の3条を加える。

(育英資金検討委員会の組織)

第17条 条例第12条第1項に規定する足立区育英資金検討委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 学識経験者等 4人以内
- (2) 足立区教育委員会教育長
- (3) 足立区教育委員会委員 1人
- (4) 足立区内都立高等学校長 1人
- (5) 足立区立中学校長 1人
- (6) 足立区職員 2人以内

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、途中から就任した場合は、その残任期間とする。

(委員長等の職務)

第18条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の運営)

第19条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の会議については、委員長がその運営に支障がないと認めた場合、オンライン等の方法によることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、

委員長が会議にはかつて決定する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

足立区育英資金条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 3 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 7 月 1 4 日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p style="text-align: center;">足立区育英資金条例の改正に伴い、同施行規則の一部を改正する。</p> <p>1 改正理由</p> <p>足立区育英資金貸付は、申出者が減少傾向にある。そのような中で、現行の制度において、区民ニーズに沿った、利用しやすい制度や新たな仕組みへ向けた検討が必要である。</p> <p>については、今後検討を進めていくにあたり、足立区育英資金条例施行規則の一部を以下のとおり改正する。</p> <p>2 主な改正内容（P 1 1～1 4、新旧対照表を参照）</p> <p>（1）足立区育英資金審議会（以下、「審議会」という。）の組織について定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 審議会の委員について「足立区教育委員会教育長」を加える。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 審議会の運営について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の成立要件（過半数の出席者が必要） ・ オンライン会議による開催可 ・ 議事の採決（出席者の過半数により決議） <p>（2）足立区育英資金検討委員会（以下、「委員会」という。）の組織について定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 委員は 1 0 人以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者等 4 人以内 ・ 足立区教育委員会教育長 ・ 足立区教育委員会委員 1 人 ・ 足立区内都立高等学校長 1 人 ・ 足立区立中学校長 1 人 ・ 足立区職員 2 人以内 <p style="margin-left: 2em;">イ 委員長・副委員長の選任、委員の任期について定める。</p>

	<p>ウ 委員長の職務等について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の招集 ・ 会議の議長の任 ・ 副委員長の職務（会長代理） <p>エ 委員会の運営について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の成立要件（過半数の出席者が必要） ・ オンライン会議による開催可 ・ 議事の採決（出席者の過半数により決議） <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
<p>今後の方針</p>	

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後
<p>足立区育英資金条例施行規則</p> <p>(育英資金審議会の組織)</p> <p>第14条 条例第11条第1項に規定する足立区育英資金審議会(以下「審議会」という。)は、<u>次に掲げるものについて</u>、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>(1) 足立区議会議員 3人以内</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 足立区教育委員会委員 1人</p> <p>(3) 足立区内都立高等学校長 1人</p> <p>(4) 足立区立中学校長 1人</p> <p>(5) 足立区職員 <u>4人</u>以内</p> <p>2 会長及び副会長は<u>委員</u>の互選とする。</p> <p>3 委嘱される委員の任期は<u>2年</u>とする。ただし<u>途中から</u>就任した場合は、その残任期間とする。</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>(審議会の運営)</p> <p>第16条 <u>(新設)</u></p>	<p>足立区育英資金条例施行規則</p> <p>(育英資金審議会の組織)</p> <p>第14条 条例第11条第1項に規定する足立区育英資金審議会(以下「審議会」という。)は、<u>次に掲げる者のうちから</u>、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>(1) 足立区議会議員 3人以内</p> <p><u>(2) 足立区教育委員会教育長</u></p> <p>(3) 足立区教育委員会委員 1人</p> <p>(4) 足立区内都立高等学校長 1人</p> <p>(5) 足立区立中学校長 1人</p> <p>(6) 足立区職員 <u>3人</u>以内</p> <p>2 会長及び副会長は、<u>委員</u>の互選とする。</p> <p>3 委嘱される委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、<u>途中から</u>就任した場合は、その残任期間とする。</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>(審議会の運営)</p> <p>第16条 <u>審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くこと</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>審議会の運営について必要な事項は、会長が会議にはかつて決定する。</p> <p>(新設)</p>	<p>ができない。</p> <p>2 審議会の会議については、会長がその運営に支障がないと認めた場合、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法その他会長が認めた方法（以下「オンライン等の方法」という。）によることができる。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議にはかつて決定する。</p> <p><u>(育英資金検討委員会の組織)</u></p> <p>第17条 条例第12条第1項に規定する足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p><u>(1) 学識経験者等 4人以内</u></p> <p><u>(2) 足立区教育委員会教育長</u></p> <p><u>(3) 足立区教育委員会委員 1人</u></p> <p><u>(4) 足立区内都立高等学校長 1人</u></p> <p><u>(5) 足立区立中学校長 1人</u></p> <p><u>(6) 足立区職員 2人以内</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。</u></p> <p><u>3 委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、途中から就任した場合は、その残任期間とする。</u> <u>(委員長等の職務)</u></p> <p><u>第18条 委員会</u>は委員長が招集する。</p>
<u>(新設)</u>	<p><u>2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。</u></p> <p><u>3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。</u> <u>(委員会の運営)</u></p> <p><u>第19条 委員会</u>は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。</p>
<u>(新設)</u>	<p><u>2 委員会の会議については、委員長がその運営に支障がないと認めた場合、オンライン等の方法によることができる。</u></p> <p><u>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議にはかつて決定する。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>
<u>第17条</u> この規則の施行について必要な事項は、別に定める。	<u>第20条</u> この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

改正前	改正後
	<p data-bbox="1205 229 1301 264"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="1153 293 1653 328"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

教 育 委 員 会 報 告

令和4年7月14日

件 名	体育健康教育推進校事業について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>東京都教育庁の公募委託事業の実施地区に採択されたので報告する。 取り組み内容は、後日、別途報告する。</p> <p>1 事業の目的、内容 これまでオリパラ教育として、関係機関と連携して実施してきた、体力向上・運動習慣定着の取り組みを、持続・発展させていく事業である。運動との多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活を送る能力を育成することを主な目的としている。</p> <p>2 対象校 小学校1校（足立小学校）</p> <p>3 予定している事業 令和4年度は、アスリートを講師とした講習等を計画している。</p>
問 題 点 ・ 今後の方針	学校や関係機関と連携し、児童の向上心を高め、より多くの成果を上げられるよう努めていく。



教 育 委 員 会 報 告

令和4年7月14日

件 名	小学校における医療的ケア児支援試行実施の進捗状況について												
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課												
内 容	<p>医療的ケア児支援体制の構築のため、小学校での支援試行実施について進捗状況を報告する。</p> <p>1 現在の進捗状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 33%;">6月</th> <th style="width: 33%;">7月</th> <th style="width: 19%;">9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">巡回方式 東綾瀬 小学校</td> <td>6/16 医療的ケア児等支援委員会 支援体制詳細整備 保護者との実施確認</td> <td style="text-align: center;">7月 巡回支援開始 7/15 文科省視察</td> <td style="text-align: center;">試行実施経過報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常駐方式 平野 小学校</td> <td>気管孔閉鎖後の 経過観察期 支援体制詳細整備 保護者との実施確認</td> <td style="text-align: center;">6月下旬 常駐支援開始</td> <td style="text-align: center;">試行実施経過報告</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;">7月開始 東綾瀬小 巡回実施</p> <p style="text-align: center;">6月下旬開始 平野小 常駐実施</p> <p style="text-align: center;">導尿 2回/日</p> <p style="text-align: center;">東綾瀬保育園 看護師</p> <p style="text-align: center;">技術支援指導 サポート 1回/週</p> <p style="text-align: center;">中島根保育園 看護師</p> <p style="text-align: center;">常駐実施 会計年度任用職員 (第三号研修修了者) 現在治療に向けて 医師の指示により 経過観察中</p> </div> <p>2 その他</p> <p>本支援体制については、文部科学省の「学校における医療的ケア実施体制充実事業」委託事業として本年3月採択され、7月15日に視察の予定</p>		6月	7月	9月	巡回方式 東綾瀬 小学校	6/16 医療的ケア児等支援委員会 支援体制詳細整備 保護者との実施確認	7月 巡回支援開始 7/15 文科省視察	試行実施経過報告	常駐方式 平野 小学校	気管孔閉鎖後の 経過観察期 支援体制詳細整備 保護者との実施確認	6月下旬 常駐支援開始	試行実施経過報告
	6月	7月	9月										
巡回方式 東綾瀬 小学校	6/16 医療的ケア児等支援委員会 支援体制詳細整備 保護者との実施確認	7月 巡回支援開始 7/15 文科省視察	試行実施経過報告										
常駐方式 平野 小学校	気管孔閉鎖後の 経過観察期 支援体制詳細整備 保護者との実施確認	6月下旬 常駐支援開始	試行実施経過報告										
今後の方針	学校での本格的な医療的ケア児支援開始に向け、医療的ケア児等地域支援作業部会にて検証していく。												

教 育 委 員 会 報 告

令和4年7月14日

件 名	栗原北小学校モルタル落下事故について
所管部課名	施設営繕部 西部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課
内 容	<p>令和4年6月13日（月）に発生した、栗原北小学校モルタル落下事故について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事故内容</p> <p>4階廊下の梁下端のモルタルが経年劣化のため、剥離し落下した。落下したモルタルの規模は、長さ2,700mm、幅350mm、厚さ15mm。破片で大きいものは、長さ350mm、幅350mm、厚さ15mm、重さが5kg程度であった。</p> <p>(1) 事故発生日及び時刻 令和4年6月13日（月）午前8時10分頃 学校事務職員の校内点検1回目（午前7時30分頃）では異常はなかった。児童登校前の2回目の点検で発見し、西部地区建設課に連絡した。</p> <p>(2) 事故発生場所 4階廊下部分</p> <p>(3) 建築時期 昭和52年建設 築45年</p> <p>(4) 落下したモルタルの写真（梁下1か所が落下）</p>  

	<p>2 栗原北小学校の保全対応 6月18日（土）から、モルタルが剥離落下した場所と同様の仕上り部分（1階～4階）について落下防止対策工事を行った。</p> <p>3 全校の今後の対応（予定）</p> <p>（1）令和4年度に行う法令点検を行う学校（34校） 今年度、建築基準法第12条に基づく法令点検を実施する34校（小学校21校、中学校13校）は、内壁の劣化状況（モルタルの浮き等）調査を追加項目とし対応する。</p> <p>（2）令和4年度に改修工事・設計委託を行う学校（9校） 今年度「全体保全計画」等の工事や設計委託を発注した学校9校（小学校4校、中学校5校）については、調査項目を追加し設計変更を行い対応する。</p> <p>（3）令和4年度に法令点検及び改修工事・設計委託の予定が無い学校（53校） 法令点検及び改修工事・設計委託の予定が無い学校53校（小学校40校、中学校13校）については、新たに安全点検調査委託を別途発注し、対応する。</p>
<p>今後の方針</p>	

教育委員会情報連絡

令和4年7月14日

件名	登下校等通知メール配信サービスの利用率について																																										
所管部課名	学校運営部学務課																																										
内 容	<p>令和元年度に9校でモデル導入した「登下校等通知メール配信サービス」は、令和4年度に小学校全校への導入が完了した。 令和4年6月15日現在の利用率について報告する。</p> <p>1 利用者数及び利用率（68校合計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%;">利用者数</th> <th style="width: 25%;">利用率</th> <th style="width: 25%;">参考 (4/7 現在児童数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全学年</td> <td style="text-align: center;">7,376 人</td> <td style="text-align: center;">24.4%</td> <td style="text-align: center;">30,274 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年生のみ</td> <td style="text-align: center;">2,157 人</td> <td style="text-align: center;">44.1%</td> <td style="text-align: center;">4,886 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用率の比較について</p> <p>(1) 導入年別の利用率（令和4年6月15日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">R元年度導入 (9校・4年目)</th> <th style="width: 15%;">R2年度導入 (20校・3年目)</th> <th style="width: 15%;">R3年度導入 (20校・2年目)</th> <th style="width: 15%;">R4年度導入 (19校・1年目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全学年</td> <td style="text-align: center;">30.0%</td> <td style="text-align: center;">25.8%</td> <td style="text-align: center;">26.7%</td> <td style="text-align: center;">17.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年生のみ</td> <td style="text-align: center;">49.8%</td> <td style="text-align: center;">43.7%</td> <td style="text-align: center;">38.9%</td> <td style="text-align: center;">45.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">導入後3年目、4年目を迎える学校は、認知度が定着するためか、新1年生も50%前後の利用率がある。</p> <p>(2) 導入時の利用率（各年年度当初）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">R元年度導入 (9校)</th> <th style="width: 15%;">R2年度導入 (20校)</th> <th style="width: 15%;">R3年度導入 (20校)</th> <th style="width: 15%;">R4年度導入 (19校)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全学年</td> <td style="text-align: center;">17.3%</td> <td style="text-align: center;">17.1%</td> <td style="text-align: center;">24.4%</td> <td style="text-align: center;">17.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年生のみ</td> <td style="text-align: center;">57.6%</td> <td style="text-align: center;">47.6%</td> <td style="text-align: center;">51.1%</td> <td style="text-align: center;">45.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">全学年の利用率は20%前後、1年生の利用率は50%前後である。</p>		利用者数	利用率	参考 (4/7 現在児童数)	全学年	7,376 人	24.4%	30,274 人	1年生のみ	2,157 人	44.1%	4,886 人		R元年度導入 (9校・4年目)	R2年度導入 (20校・3年目)	R3年度導入 (20校・2年目)	R4年度導入 (19校・1年目)	全学年	30.0%	25.8%	26.7%	17.8%	1年生のみ	49.8%	43.7%	38.9%	45.0%		R元年度導入 (9校)	R2年度導入 (20校)	R3年度導入 (20校)	R4年度導入 (19校)	全学年	17.3%	17.1%	24.4%	17.8%	1年生のみ	57.6%	47.6%	51.1%	45.0%
	利用者数	利用率	参考 (4/7 現在児童数)																																								
全学年	7,376 人	24.4%	30,274 人																																								
1年生のみ	2,157 人	44.1%	4,886 人																																								
	R元年度導入 (9校・4年目)	R2年度導入 (20校・3年目)	R3年度導入 (20校・2年目)	R4年度導入 (19校・1年目)																																							
全学年	30.0%	25.8%	26.7%	17.8%																																							
1年生のみ	49.8%	43.7%	38.9%	45.0%																																							
	R元年度導入 (9校)	R2年度導入 (20校)	R3年度導入 (20校)	R4年度導入 (19校)																																							
全学年	17.3%	17.1%	24.4%	17.8%																																							
1年生のみ	57.6%	47.6%	51.1%	45.0%																																							
今後の方針	<p>今後は、本サービスの利用者拡大を目的としたアンケートの実施を検討していく。</p>																																										

教育委員会情報連絡

令和4年7月14日

件名	社会福祉法人じろう会に対する令和3年度の区立保育園の管理運営委託料支払いについて
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内容	<p>社会福祉法人じろう会は区立新田さくら保育園の指定管理者として管理運営を行っているが、令和3年度の年度協定書が締結できていないことにより、管理運営委託料の支払いが行えていない。</p> <p>については、今後の方針等を以下のとおり報告する。</p> <p>1 区立新田さくら保育園の概要</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人じろう会 埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号</p> <p>(2) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）</p> <p>※ 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで（10年間）も指定管理者として当園を運営</p> <p>※ 令和5年4月1日からは別の事業者が指定管理者として当園を運営する予定</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公設民営保育園である新田さくら保育園は、指定管理者と基本協定書を締結しており、指定期間中の管理運営委託料については、基本協定書に基づき年度協定書を締結し支出している。</p> <p>(2) 指定期間中に発生した管理運営委託料の積立金の取扱いについては、年度協定書に明記されていなかったため、必要経費等を控除した残額の返還を各指定管理者に求めた。</p> <p>(3) 返還に応じた指定管理者とは積立金の取扱いを見直した新たな年度協定書（新協定）を締結している。</p> <p>(4) 当該指定管理者は、返還には応じないが新協定での年度協定書の締結を希望したため、民事調停で協議を行ってきたが、令和4年1月25日付で調停不成立となった。</p> <p>(5) 調停不成立後も、当該指定管理者は新協定以外による年度協定書の締結を拒否しており、令和3年度中の合意には至らなかった（経緯の詳細はP22のとおり）。</p>

	<p>3 今後の対応</p> <p>(1) 令和3年度中の保育園の運営は適正に行われたため、弁護士と相談した上で、管理運営委託料相当額を支払うことができるよう当該指定管理者と協議していく。</p> <p>(2) 令和4年度の管理運営委託料を適正に支出できるよう、令和4年度の年度協定書締結に向けた協議についても進めていく。</p> <p>(3) 管理運営委託料の支払いがないことを理由に、当該指定管理者は基本協定書で規定している令和5年度からの指定管理者に対する引継ぎ業務に応じていない。円滑な事業者の移行が行えるよう、当該指定管理者に対し文書による指示を行うなど、弁護士に相談した上で厳正な対応を行っていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>園児やその保護者、令和5年度から管理運営を行う新たな事業者に混乱を生じさせることがないよう、社会福祉法人じろう会に対しては誠実な対応を求めていく。</p>

【これまでの経緯】

日付	経過
令和2年 8月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設民営保育園の指定管理者に対し、年度協定書に基づき管理運営委託料を支払い、委託料の執行残額は指定管理者が積立金として保有していたが、多額の積立金が発生していた。 ・ 積立金は保育園の管理運営業務以外に使用することができないが、協定書には返還等積立金の処理に関する定めが記載されていなかった。 ・ そのため、区は各指定管理者に対し、積立金の一部返還を求めるとともに、委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることができる新たな年度協定書への移行を提案した。 ・ 令和2年8月末時点で、指定管理者13者のうち9者と積立金の一部返還及び新たな年度協定書の合意が成立した。
令和2年 9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会を含めた事業者(全4事業者)に対し、積立金返還に係る民事調停の申立てを実施
令和3年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人じろう会より、令和2年度の年度協定書が一方向的に送付される。
令和3年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士からの助言をもとに令和2年度の年度協定書を締結し、社会福祉法人じろう会に対し管理運営委託料(令和2年度分)を支出
令和3年4月 ～ 令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の案を送付するなど、締結に向けた協議を行うものの、法人からは請求書の送付にとどまり、年度協定書が締結できず、管理運営委託料の支出も行えず。
令和4年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人じろう会との民事調停不成立(他2者については和解成立、1者については調停継続中)
令和4年 4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書について提出するよう電話やメールで催促 ・ 法人は請求書を送付していることのみをもって、区が委託料を支払うよう主張
令和4年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会の法人本部に対し、年度協定書等の提出を求める文書を特定記録郵便で送付
令和4年 5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知を受けた社会福祉法人じろう会が協議に応じたため、法人本部を訪問し、理事長等と協議を実施 ・ 法人の主張は主に以下の2点 <ul style="list-style-type: none"> ○「請求書を送付しているにもかかわらず支払わないのは区の債務不履行」 ○「年度協定書の内容に納得していないため締結はしない」 ・ 区としては年度協定書を締結できなければ支払いは行えないことを伝えたところ、法人は5月25日までに結論を出す と回答
令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人じろう会より電話連絡があり、現状のままでは年度協定書を締結できないと拒否

教育委員会情報連絡

令和4年7月14日

件名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課 福祉部 福祉管理課
内容	<p>日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（あさひかい／旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。</p> <p>1 法人指導監査の文書指摘について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年3月23日に区が法人指導監査を実施した。 ・ 法人指導監査において、監事1名の欠員補充がなされていないことが確認されたほか、予算執行及び資金管理の体制確保等に問題点が見受けられたため、令和4年4月22日付で文書指摘を行った。 ・ 令和4年6月6日に法人より改善状況報告書が提出された。 <p>2 質問事項の回答について</p> <p>令和4年3月30日に区から法人に「法人指導にかかる依頼事項について」を発出し、法人指導監査の対象外事項について回答を求めたところ、法人から令和4年4月28日に以下の回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料の未納について、令和4年3月末現在の未納額は、法人全体で41,389,451円であり、年金事務所と分割納付協議の上で分割納付を開始している。 ・ 会計責任者について、園長は、法人会計責任者を令和3年9月1日に辞任、園の会計責任者を令和4年1月31日に辞任しており、その後は適切な人材がいないため、各会計責任者の職を理事長が代行している。 <p>3 法人による園職員への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月28日、理事長及び理事3名から園職員に対して、改めて園長解雇の理由や経緯について説明があった。 ・ 多くの保育士から園長が欠けた場合に保育現場で生じる影響等について指摘があった。 ・ 理事らは、保育士からの指摘によって、後任園長が決まらないまま現園長を解雇することは保育園の運営に支障があると判断し、令和4年4月末としていた園長の解雇時期を急遽、令和4年6月末まで延長することとした。

	<p>4 法人理事会における園長の解雇延長の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月26日に開催された法人理事会において、園長の解雇時期を令和4年6月末まで延長したことが追認された。 また、後任園長が決まるまでの間、最長で令和4年10月末まで現園長の解雇時期を延長することが決議された。 <p>5 区の対応について</p> <p>(1) 法人から提出された報告書等について 令和4年4月28日付で提出された質問事項の回答及び、法人指導監査の改善状況報告書の提出を受けて、その内容検証を行い、改善状況報告書の再提出を求めていく。その後、法人の対応により、行政指導や行政処分等の判断を行う。</p> <p>(2) 法人役員等の改選について 法人役員（理事及び監事）、評議員が任期満了に伴い改選される。当面、新役員による理事会等を傍聴し、法人運営が適正に行われるか注視していく。</p> <p>(3) 後任園長の確保について 現園長の解雇時期は最長で令和4年10月末まで延長となったものの、法人は現園長解雇の方針を変えていない。安定した保育を維持するためにも、早期に後任の園長を確保するよう引き続き法人に求めていく。</p> <p>(4) 保護者説明会について 4月28日付質問事項の回答に、保護者説明会を早急に開催すると記載があったが、6月10日時点で開催されていないため、保護者説明会を早急に開催することを求めていく。</p> <p>(5) 新田三丁目なかよし保育園の運営費について 令和2年11月末日まで法人が指定管理者として運営していた足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営費について、法律事務所と協議し、訴訟も視野に入れつつ、返還請求を続けていく。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>法人内部の問題によって園児の保育に影響が生じないよう、保育園現場の状況や後任園長の確保状況を随時確認する。</p>

足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

年月日	内容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適切な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適切と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請 ③ 令和4年3月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみ運営となる

R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付で解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、監事1名の欠員補充や予算執行及び資金管理の体制確保等について、文書指摘（改善状況報告期限：令和4年5月23日まで）
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出

教育委員会情報連絡

令和4年7月14日

件名	いづみ保育園への対応状況について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内容	<p>保育士が大量退職したことにより、令和4年4月以降、保育の継続ができなくなった、いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）にかかる対応状況について報告する。</p> <p>1 転園した園児の状況確認について 当該園の受け入れ中止に伴い、令和4年4月から他園に転園した園児について、区職員（心理職）が転園先を訪問し状況を確認した。</p> <p>(1) 実施時期 令和4年4月10日から5月24日</p> <p>(2) 対象児童数（施設数） 53人（16施設）</p> <p>(3) 園児の状況等 転園直後は泣く姿や既存の集団に入ることをためらう姿も見られたが、観察時には落ち着いていた。</p> <p>2 園長ヒアリングの実施について 現在のいづみ保育園の状況及び今後の見通しを確認するため、令和4年5月23日に園長ヒアリングを実施した。</p> <p>(1) 改善策の進捗状況について 令和4年2月22日に園から提出された「保育士育成及び定着における改善策計画」では、法人の保育理念、賃金体系、年間労働時間の見直しを実施するとあったが、具体的な進捗は認められなかった。</p> <p>(2) 募集再開の希望時期について これまで園は、園児の定員を20人に縮小し、令和4年10月入所からの募集再開を希望していたが、年度途中の募集では園児が集まらないことが見込まれるため、再開時期の延期を検討しているとの発言があった。</p> <p>(3) 保育士の確保状況について 園児の定員20人で保育を再開するために、園は6人の常勤保育士が必要と考えているが、ヒアリング実施時点で採用を決定した保育士はいない。</p> <p>(4) 改善策計画の再提出 ヒアリングにおいて区が指摘した改善策の具体的な内容及び今後の運営等について、改善策計画の再提出を求めた。</p>

	<p>3 改善策計画の再提出について</p> <p>令和4年6月7日に、改善策計画の訂正版が再提出され、現在までの状況が報告された。今後、この改善策計画に対する具体的な対応について法律事務所と協議を進めていく。</p> <p>(1) 再開予定の変更について 定員20名に対して入所園児数に欠員が生じた場合、法人の財務がひっ迫することから、保育士の採用状況に合わせ、令和4年10月1日の再開を変更する。再開時期については、再度相談する。</p> <p>(2) 保育士定着率向上に向けた改善策計画 今後、コンサルタント等に相談し、保育士の理解が得られるような園内研修方法を作成する。</p> <p>(3) 賃金体系の見直し 諸手当を見直し、他の団体と見劣りしない賃金で採用力を高めるため令和4年7月末までに就業規則を改定する。</p> <p>(4) ハラスメントへの対応 『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』の改正によりパワハラ対策が義務化されたことを受け、相談窓口の設置等を検討する。</p> <p>(5) 職員労務負担感について いづみ保育園全体の業務分担を令和5年度下半期を完成目途に再構築する。</p>
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転園した園児が安心して保育を受けられるよう、転園先に対して継続的に助言等の支援を行っていく。 ・ 法人に対して、具体的な改善策の実施及び保育士の確保状況等について継続的に確認していく。 ・ 園児の募集再開等について、引き続き、都と連携・協議しながら慎重に判断していく。

対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和4年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和4年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和4年度の受け入れ可能児童数を30人(0～5歳児)に縮小したいと回答(現行定員70人)
R3. 10. 7	区→園	以下の3点について、令和3年12月24日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数23人(0～2歳児)と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催(区傍聴)
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催(いづみ保育園ホールにて)
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始(月2～3回)
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和4年1月末日まで報告期限の猶予を申し入れ 常勤保育士が必要数9人に対し4人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和4年度の園児数が0人になる見込みを伝え、以下の報告を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和4年度の運営継続について
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和4年度は定員20名(1・2歳児)で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員 に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員20人での運営に必要な常勤保育士6人を令和4年8月初旬までに確保し、10月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付(期限:3月10日)
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 (園から実施日時のご確認なし)
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催(こども支援センターげんきにて)
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催(リモート開催)
R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児54人について、心理職が転園先(16施設)に訪問し状況確認
R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和4年10月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容及び募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出

教育委員会情報連絡

青少年課

事業実施報告（6月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	5日（日）12日（日） 19日（日）26日（日）	新田地域学習センター他	10人
科学体験講座	19日（日）	ギャラクシティ	中止
	25日（土）		16人
	26日（日）		18人
あだち日曜教室	12日（日）	梅田地域学習センター	23人
ジュニアリーダー研修会	4日（土）5日（日）	足立小学校	46人
	5日（日）11日（土） 12日（日）	舎人小学校	58人
	11日（土）18日（土）	興本小学校	30人
	11日（土）	中央本町地域学習センター	20人
	12日（日）18日（土） 19日（日）	本木小学校	30人
	12日（日）19日（日）	綾瀬小学校	26人
	18日（土）19日（日）	辰沼小学校	24人
		湊江小学校	49人
		江北小学校	18人
		花保小学校	45人
26日（日）	梅田地域学習センター	37人	
ジュニアリーダースーパー研修会	5日（日）	梅田地域学習センター	20人
	26日（日）		27人
アートワークショップ in 東京未来大学	12日（日）	東京未来大学	21人
二十歳の集い実行委員会	2日（木）	本庁舎会議室	16人
	16日（木）		17人
	30日（木）		15人

事業実施予定（7月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	3日（日）10日（日） 17日（日）24日（日） 31日（日）	新田地域学習センター他	10人
科学体験講座	16日（土）	ギャラクシティ	10人
	24日（日）		10人
	31日（日）		20人
ジュニアリーダー研修会	2日（土）	ギャラクシティ	35人
めざせキャンプの達人	3日（日）	宮城ゆうゆう公園	21人
ジュニアリーダー研修会 夏の宿泊キャンプ (中学生対象)事前説明会	3日（日）	千寿本町小学校	36人
あだち日曜教室	10日（日）	梅田地域学習センター	30人
ジュニアリーダー研修会 夏の宿泊キャンプ (中学生対象)	16日（土）～18日（月）	鋸南自然の家	36人
科学ものづくり体験教室	21日（木）～31日（日）	各自宅 ※ 配信	260人
二十歳の集い実行委員会	14日（木）	1202 会議室	18人
	28日（木）		18人

行事实施結果（6月1日～6月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室 安全管理員研修会① 「子どもとの接し方」 ～「特別な配慮を必要とする子」の理解と見守り～ 講師：鈴木 茂義氏（元東伊興小学校主任教諭 上智大学基盤教育センター非常勤講師ほか）	6/3（金） 10:00～12:00	生涯学習センター	37人
あだち放課後子ども教室実行委員会	6/3（金）～ 6/30（木）	中川東小学校他 計27校	-
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師：（株）フクシ・エンタープライズ派遣講師	6/5（日）～ 6/23（木） 計3回	生涯学習センター 他 計3会場	135人
読み語りキャラバン in ギャラクシティ 手作り大型絵本の読み語り、詩の朗読など 出演：「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	6/16（木） 11:00～11:30	ギャラクシティ	30人
コンサート in ミュージアム 六町ミュージアム・フローラ （1日2回公演） 1,000円（施設側の収入） ※18歳以下無料 出演者：白石 光隆氏（ピアノ） ゲスト：大前 恵子氏（ソプラノ）	6/19（日） 2回公演 ①13:00～14:15 ②15:30～16:45	六町ミュージアム・フローラ	①26人 ②24人
あだち放課後子ども教室体験プログラムの導入支援 公社デモンストレーション「手打ちテニス」	①6/20（月） 15:30～16:30 ②6/22（水） 14:30～15:30	北三谷小学校	①6年生 15人 ②5年生 12人
おりがみサポーター交流会 I サポーター活動の確認事項・情報交換・おすすめ 折り紙の指導	6/22（水） 10:00～12:00	生涯学習センター	65人
足立ジュニア吹奏楽団 友の会総会	6/25（土） 14:00～15:00	ギャラクシティ	30人

行事实施予定（7月1日～7月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/1（金） ～7/26（火）	舎人第一小学校 他 計28校	-
子ども学講座 ～ネットいじめに直面する子どもへの支援～ 講師：須田 誠氏（東京未来大学教授）	7/8（金） 10:00～12:00	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師：（株）フクシ・エンタープライズ派遣講師	7/9（土）～ 7/29（金） 計3回	ギャラクシティ 他 計3会場	170人